

奈良県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

令和三年四月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		名称	主たる事務所の所在地	有限会社ヘルパーステーションいぶき
訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		名称	所在地	居宅介護支援事業所いぶき
居宅サービスの種類		居宅介護支援事業		令和三年一月一日